

警視庁刑事部暴力団対策課長 殿
各道府県警察本部刑事部暴力団対策主管課長

警察庁丁暴一発第18号
平成6年2月14日
警察庁刑事局暴力団対策部
暴力団対策第一課長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項の規定による犯罪経歴に関する前科照会等について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第36条第4項の規定による前科照会等については、その一層の効率化を図るため、事後下記のとおりとしたので適正な実施に努められたい。

なお、本通達の施行により、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する前科照会及び検察庁保管記録等の閲覧・謄写について」（平成3年12月27日付け警察庁丁捜二発第195号）は、平成6年2月14日をもって廃止する。

記

第1 前科照会

1 前科照会の担当都道府県警察及び照会先

- (1) 前科照会は、「警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務の改正について」（平成5年9月8日付け警察庁丙暴一発第13号、丙情管発第26号、丙刑企発第36号、丙有発第5号、以下「暴力団情報管理システム」という。）に定める個人登録責任府県が行うこと。
- (2) 日本人に係る前科は都道府県公安委員会（方面公安委員会を含む。）の所在地を管轄する地方検察庁に、外国人（本籍が明らかでない者を含む。）に係る前科は、東京地方検察庁に照会すること。

なお、明治生まれの者に係る前科照会は、本籍地を管轄する地方検察庁に対して行うこと。

2 前科照会の対象者

前科照会は、指定予定暴力団の暴力団員全てについて行うこと。ただし、既に法第36条第4項の規定に基づく前科照会を行い、法第3条第2号イからへまでの規定（以下「犯罪経歴保有者要件」という。）に該当有として回答のあった者のうち、当該指定予定暴力団の次回の指定の基準日において犯罪経歴保有者となるものを除く。

3 前科照会の方法

- (1) 前科照会は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の施行について」（平成4年2月20日付け丙捜二発第9号、丙少発第3号、以下「施行通達」という。）の別記様式第17号の前科照会書により行うこと。

なお、施行通達第6・5・（2）・オに前科照会の別紙として記載すべき事項として定められている事項については、別添様式に記載し、前科照会書に添付すること。

- (2) 前科照会を行うに当たっては必ず本籍照会等によって氏名、生年月日及び本籍地

を確認すること。

- (3) 前科照会の時期及び照会件数が一時期に集中しないよう、実施時期、照会件数その他の照会に必要な事項について、事前に各管轄地方検察庁又は東京地方検察庁と十分に協議を行うこと。

なお、毎年11月及び12月は、各地方検察庁の事務処理が多忙になるため、この期間における前科照会は極力避けること。

- (4) 特別法犯については、前科調書に当該前科に係る罰条の記載がないので、判決書若しくは略式命令の謄本を確認するか又は必要に応じて謄写すること。その際、検察庁の事務負担及び費用負担をできる限り軽減するため、携帯コピーを持参する等十分な配慮を行うこと。

4 前科調書等の保管

各地方検察庁から回答のあった回答書及び前科調書は、切り離さず一括して保管すること。

第2 犯罪経歴保有者要件の該当性の認定についての配意事項

- 1 法の施行日（平成4年3月1日）以降、数回にわたり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の改正が行われ、同条に掲げる法律の罰条の追加、移動等が生じていることから、犯罪経歴保有者要件の該当性の認定を行う際には、改正前の施行規則と照らし合わせる等して、認定上誤りのないよう十分留意すること。
- 2 犯罪経歴保有者要件の該当性の認定を行う際には、暴力的不法行為等（法施行規則第1条各号の規定に定める罪となるべき違法な行為）及び法第7章に規定されている罪の教唆犯及び幫助犯について見落としのないよう十分留意すること。
- 3 犯罪経歴保有者の要件に該当する事由が複数ある者を暴力団情報管理システムに基づき登録するに当たっては、犯罪経歴保有者の要件に該当しないこととなる時が最も遅いものを登録すること。

